

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

計画策定日： 令和 6 年 3 月 26 日

三井物産健康保険組合

## 特定健康診査等の具体的な実施計画

当健康保険組合では、特定健康診査および特定保健指導について、以下に掲載する6か年計画のもとに進めていきます。

### 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律(平成20年4月施行)に基づいて、保険者は40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされている。

本計画書は、当健康保険組合における特定健康診査等事業を計画的、効果的に進める為に特定健康診査等の実施方法並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項及び実施に係る必要事項を定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6ヵ年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとし、令和6年度からは第4期として令和11年度末までの計画を定める。

### 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は総合商社である三井物産株式会社及び一部の関係会社等を設立事業所とする単一型健康保険組合である。

令和5年3月末における構成内訳は下表の通りであり、被保険者の約80%が三井物産株式会社の役職員である。

事業所数	9事業所
被保険者数(平均年齢)	7,460人(43.7歳)
被扶養者数(平均年齢)	8,190人(23.9歳)

健康診断については、各事業所においては労働安全衛生法に定める法定健診として、各々実施しており、当健康保険組合においては健康保険法に定める保健事業の柱として、35歳以上の全組合員を対象に人間ドック事業を実施するとともに、35歳以上の被扶養者(配偶者は年齢不問)及び任意継続被保険者を対象に生活習慣病健診事業を実施している。

## 1. 第4期における目標値及び対象者数等

### 1) 特定健康診査の実施率

毎年度、特定健康診査実施者数を一定数以上着実に増加させることにより、基本指針で示された目標値である特定健康診査実施率 90%以上を達成する目標を設定している。

	R4 年度 実績	R5 年度見込 (第3期末)	R6 年度末	R7 年度末	R8 年度末	R9 年度末	R10 年度末	R11 年度末 (第4期末)
加入者全体 目標実施率(%) (*2/*1)	88.2% (4,731/5,363)	89.0% (4,806/5,400)	90.0% (4,860/5,400)	90.3% (4,878/5,400)	90.7% (4,896/5,400)	91.0% (4,914/5,400)	91.3% (4,932/5,400)	91.7% (4,950/5,400)
うち、被保険者 目標実施率(%) (*2/*1)	97.3% (3,504/3,601)	98.0% (3,528/3,600)	99.0% (3,564/3,600)	99.0% (3,564/3,600)	99.0% (3,564/3,600)	99.0% (3,564/3,600)	99.0% (3,564/3,600)	99.0% (3,564/3,600)
うち、被扶養者 目標実施率(%) (*2/*1)	69.6% (1,227/1,762)	71.0% (1,278/1,800)	72.0% (1,296/1,800)	73.0% (1,314/1,800)	74.0% (1,332/1,800)	75.0% (1,350/1,800)	76.0% (1,368/1,800)	77.0% (1,386/1,800)

\*1 対象者数見込：年度途中での資格喪失者や海外居住者等、特定健診の対象から外れる者を除いた人数となる。

\*2 目標実施者数：人間ドック及び生活習慣病法定健診、その他特定健診項目を含む健診の受診者数。

### 2) 特定保健指導

毎年度、特定保健指導実施者数を一定数以上着実に増加させ、かつ保健指導該当者も減らすことにより、基本指針で示された目標値である特定保健指導実施率 60%を達成する目標を設定している。

	R4 年度 実績	R5 年度見込 (第3期末)	R6 年度末	R7 年度末	R8 年度末	R9 年度末	R10 年度末	R11 年度末 (第4期末)
加入者全体 目標実施率(%) (*2/*1)	34.2% (252/737)	49.0% (353/720)	50.0% (350/700)	51.8% (352/680)	53.6% (354/660)	55.6% (356/640)	57.7% (358/620)	60.0% (360/600)
うち、動機付支援 目標実施率(%) (*2/*1)	39.2% (121/309)	55.0% (166/302)	56.7% (170/300)	59.0% (171/290)	61.4% (172/280)	64.1% (173/270)	66.9% (174/260)	70.0% (175/250)
うち、積極的支援 目標実施率(%) (*2/*1)	30.6% (131/428)	44.7% (187/418)	45.0% (180/400)	46.4% (181/390)	47.9% (182/380)	49.5% (183/370)	51.1% (184/360)	52.9% (185/350)

\*1 対象者数見込

\*2 目標実施者数

## 2. 特定健康診査等の実施方法

### (1) 実施場所

#### ア 特定健康診査

- ・被保険者自身が選択する人間ドック又は生活習慣病健診の健診機関等
- ・所属する事業所にて実施する法定健診実施機関

・被扶養者自身が選択する人間ドック又は生活習慣病健診の健診機関

イ 特定保健指導

・被保険者、被扶養者自身が選択する人間ドック契約健診機関等  
・当組合委託先の指定する場所

(2) 実施項目

厚生労働省保険局作成「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている  
健診項目

(3) 実施時期

通年

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査 有

イ 特定保健指導 有

尚、委託先選定にあたっては、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や通知等に従い、個人情報を適切に取り扱っている事業者を選定するものとする。

(5) 受診方法

ア 特定健康診査

原則として人間ドック又は生活習慣病健診の実施による。但し、人間ドックを受診しない被保険者については、事業所が実施する法定健診の結果を受理し、特定健診項目を抽出する事により実施したものとみなす。

この他、市区町村等が実施した健診については受診者に対し提供を要請し、結果を受理した場合、特定健診項目を抽出する事により実施したものとみなす。

イ 特定保健指導

原則として人間ドックの契約健診機関・株式会社フィッツプラスにて実施する。実施先については、検討の上、適宜追加変更等行うものとする。

(6) 周知・案内方法

当健康保険組合機関紙及びホームページ

※各事業所及び契約健診機関に対し機関紙等の活用等、協力を要請

(7) 健診結果データ等の受領及び保管方法

事業所、契約健診機関、受診者より紙媒体若しくは電子データを受領し、当組合で保管。外部への持出防止措置を講ずる。

特定保健指導にかかる指導計画書及び各報告書についても同様に実施機関より紙媒体若しくは電子データで受領（保管年数は原則5年）。

### 3. 個人情報の保護

当健康保険組合役職員は、個人情報の保護に関する法律その他ガイドライン等の定めその他、三井物産健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は、特定健診等の事業を推進する当健康保険組合の職員とする。

外部委託する場合は、個人情報の利用目的、範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

#### 4. 特定健康診査等実施計画書の公表・周知

当健康保険組合掲示板への掲示及び機関誌、ホームページへの掲載

#### 5. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

3年後（令和8年度）の中間評価において、対象者数の推移及びそれまでの実績や取り組み状況を勘案し、必要に応じて、令和9年度以降の実施計画の見直しを行うものとする。

以上